

# 【働く環境刷新プロジェクト事業】

## 働きやすい職場環境の実現に向けた提案募集の概要

### 募集期間

---

令和 8 年 10 月 5 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日（連携状況に応じて、募集を終了する場合がございます）

### 働く環境刷新プロジェクト事業の背景

---

新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル技術の進展などにより、柔軟な働き方へのニーズが高まっていることから、それらを実現することが生産性の向上に有効であるとされています。

三田市においても、これまで以上に業務の生産性向上と良質な市民サービスの提供を目指し、柔軟な働き方の実現に向けたハード面からの働く環境改善に取り組む必要があると考え、本プロジェクトを発足しました。

### 提案にあたってのポイント

---

#### I 解決したい課題

令和 7 年度職員アンケートにおいて、「働きやすさの向上に最も必要な要素のうち、働く環境（オフィス環境の改善）に関する割合」は【8%】と低く、一般的に仕事の成果や仕事のモチベーション向上に効果があるとされる手法（オフィス環境の改善）が重要視されていない現状にあります。

職員には、ハード面からの働く環境改善によって、業務の生産性を向上させ、良質な市民サービスの提供が実現することを認知させる必要があります。

そのためには、ハード面からの働く環境改善へのアプローチとして、働く環境改善に対する意識改革（ギャップの解消）が必要であり、そのうえで、一貫性ある働く環境改善と将来的な業務の変革を支える働く環境を実現するための指針となる「働く環境刷新計画書」の策定が必要であると考えています。

さらに、最新のオフィストrendやアイデアなどの専門的な知見やノウハウを活用した効果的な手法を選択し、実行することも必要と考えています。

#### II 想定する解決策

- ・ 職員研修によるオフィストrendや先進事例の紹介
- ・ ワークショップ・アンケート等による課題の可視化・分析

- ・ 理想の執務空間（働きやすい職場環境）の実現に向けた「働く環境刷新計画書」の策定支援

### Ⅲ 実現したい未来

意識醸成支援を行い、従来の働き方に囚われない柔軟かつ効果的な働き方の引き出しを増やす（選択肢を広げる）ことを目指します。

併せて、働く環境に対する現状調査によって課題の可視化及び分析を行い、「働く環境刷新計画書」に基づく一貫性ある働き方の見直しを行うことで、「コア業務への注力」などの将来的な業務の変革を支える働く環境が実現し、生産性の向上と直結した市民サービスの向上を目指します。

### Ⅳ 提案者に期待すること

- ・ オフィストrendや先進事例に関する豊富な知見
- ・ 職員研修やワークショップの開催などの企画運営力
- ・ 職場環境における現状調査および分析による課題の可視化
- ・ 分析結果に基づく具体的な課題解決策の提案

### Ⅴ 提案者のメリット

市庁舎全体を実証フィールドとして活用いただくことで、ビジネスチャンスの創出や研究成果の還元などの企業の活力増進を促進することができます。

また、事業連携の取り組みや成果を、本市の広報媒体（広報誌や市ホームページ）やプレスリリースを通じて積極的に発信しますので、企業の認知度や実績の向上につなげることができます。

## 事業概要

---

### Ⅰ 連携事業期間

連携事業者の決定後に、連携事業内容や事業スケジュール等とともに双方協議のうえ、決定するものとします。

### Ⅱ 庁内スケジュール（参考）

#### （１）働く環境に対する意識醸成および現状調査

令和 9 年 3 月 31 日まで

#### （２）意識醸成および現状調査結果を踏まえた「働く環境刷新計画書」の策定支援

令和 9 年 7 月 31 日まで

(3) 「働く環境刷新計画書」の実現に向けた伴走支援

令和 11 年 3 月 31 日まで

### Ⅲ 費用負担

- ・ 提案事業に対する予算措置はありません。
- ・ 予算執行または予算計上が必要な場合は、三田市財務規則及び契約事務規則に基づき、適切に手続を行うものとします。
- ・ 「働く環境刷新計画書」による什器等の購入については、別途入札によって行うものとします。

## 提案募集の流れ

---

### I 提出書類

「事業提案シート」を電子メール([zaisankanri#city.sanda.lg.jp](mailto:zaisankanri#city.sanda.lg.jp))にてご提出ください。

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「#」に変換しています。

### II 提案の選定

#### (1) 選定方法

「事業提案シート(様式 1)」に基づき、連携事業の主旨や概要、双方のメリット等、提案事業の事業化の実施可否の審査を行います。

また、必要に応じて、提案者にヒアリングを実施する場合があります。

#### (2) 結果通知

審査結果(連携事業内容)は電子メールにて通知いたします。

### Ⅲ 連携手法の検討

- ・ 連携事業内容に応じて、双方協議のうえ、適切な連携手法(協定等)を決定するものとします。
- ・ 連携手法の検討にあたり、協定を希望する場合は、「協定書」により事業連携協定を締結いたします。
- ・ 連携事業のなかで、費用やリスク等が想定される場合は、役割や責任分担等を明確にするものとします、別途「覚書」を締結するものとします。

## 提案にあたっての留意事項

---

- ・ 個人（個人で事業を営む方を除く）、提案内容を自ら企画・実施することが困難な者からの提案は受け付けません。
- ・ 下記に該当する場合は提案することができません。また、提案の実施にいたる過程で、下記に該当する事実が判明した場合、原則、提案者との調整は行いません。
  - ① 法令や公序良俗に反する場合
  - ② 本市の施策や規程等に反する、または抵触する場合
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当する場合
  - ④ 単に自社製品等の採用や広報を求めている場合
  - ⑤ 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
  - ⑥ 陳情、要望に該当する場合
  - ⑦ 上記のほか、公共性、公平性に問題がある等、本市が提案を受付できないと判断した場合
- ・ 提案内容は、実現を確約するものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、連携事業の締結となるものではなく、かつ、本市が提案への対応（検討、調整等）や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- ・ 提案内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案への対応に係る一切の費用、提案によって生じた損害等への補填、賠償は行いません。
- ・ 提案後の対応および提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令および社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。
- ・ 提案（内容および企画書等の資料等）は、実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、本市の関係課等及び調整に必要な機関に、情報の提供を行うことがあります。

## その他留意事項

---

- ・ 資力・信用などの経営状況などにおいて、事業が継続的に実施可能であること。
- ・ アンケート結果等の著作権等については、作成者に帰属するものとします。ただし、当該提案内容について、市が必要と認める場合には、市は作成者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとします。

## 問合せ先

---

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市 総務部 財産管理課 宛(本庁舎4階)

TEL : 079 - 559 - 5034

FAX : 079 - 559 - 6877

メールアドレス : [zaisankanri#city.sanda.lg.jp](mailto:zaisankanri#city.sanda.lg.jp)

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「#」に変換しています。